平成２４年（フ）第２７１号
神奈川県横須賀市公郷町６丁目18番地４
キャッスルマンション湘南堀ノ内304
債務者　薄井　和男
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３８号
千葉県千葉市花見川区天戸町1328―Ⅱ―101
債務者　御園生　勇
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１号
東京都大田区西蒲田３丁目５―20―201
債務者　鈴木　秀徳
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２号
神奈川県横浜市神奈川区菅田町488　西菅田団地３街区８号棟406号室
債務者　小澤　和敬
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７号
東京都品川区西大井４丁目３―14―203
債務者　中野　純子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６号
神奈川県横浜市港南区港南台６丁目１―19―401
債務者　藤田ゆかり
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９号
東京都足立区西新井６丁目１―21　斉藤アパート
債務者　毎床　　勲
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０号
東京都足立区西竹の塚１丁目10―６―103
債務者　塩原　正人
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１号
東京都足立区南花畑２丁目26―19―203
債務者　藤井　源一
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４号
東京都西東京市住吉町１丁目６―10―202
債務者　小野寺章浩
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５号
東京都大田区下丸子３丁目７―19―103
債務者　井口　庸一
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０号
東京都杉並区久我山３丁目14―３
債務者　中條　優子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３号
東京都練馬区石神井台８丁目10―34―102
債務者　佐々木由禧子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４号
東京都葛飾区四つ木５丁目11―12―202
債務者　齋藤恵美子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５号
埼玉県比企郡ときがわ町大字五明794―８
債務者　長澤　健治
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９号
東京都北区桐ケ丘２丁目17―Ｎ８―207
債務者　角田美紀子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部